

扶養親族申告書

奈良県教育委員会 殿

生計維持者① 住所			
生年月日		年	月 日
氏名			
生計維持者② 住所			
生年月日		年	月 日
氏名			

令和6年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第1号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1		S・H・R / /	
2		S・H・R / /	
3		S・H・R / /	
4		S・H・R / /	
5		S・H・R / /	

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1		S・H・R / /	
2		S・H・R / /	
3		S・H・R / /	
4		S・H・R / /	
5		S・H・R / /	

【記入上の注意事項】

令和6年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和6年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和6年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入してはいけません

扶養する子の数の合計 \_\_\_\_\_ 人